

鶴見基署発 0903 第 3 号

令和 2 年 9 月 3 日

別紙の団体の長 殿

鶴見労働基準監督署長



第 71 回 全国労働衛生週間の実施について（勧奨）

日頃から労働基準行政の推進につきまして、多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 71 回を迎えますが、この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

今年度は、昨今の労働者の健康をめぐる状況（裏面参照）を踏まえ、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

のスローガンのもと、10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、全国労働衛生週間が今年も展開されます。

本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしていますので、会員事業場への周知、勧奨をお願いいたします。

なお、神奈川労働局において、令和 2 年度全国労働衛生週間の実施に向けた「神奈川労働局長メッセージ」を公表し、局ホームページに「全国労働衛生週間サイト」の特設サイトを設けて、労働衛生に関する各種情報提供を図っておりますので御参照ください。

【長時間労働による健康障害の防止等】

- ・ 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移している。
- ・ 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。
- ▶ **過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進**

【高齢労働者の安全と健康確保】

- ・ 健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになってきている。
- ・ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。
- ▶ **高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づいた健康づくり等の取組を推進**

【労働者の治療と仕事の両立】

- ・ 日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている。
- ・ 職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。
- ▶ **「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることによって、企業の意識改革や地域における支援体制を強化**

【化学物質による健康障害防止】

- ・ 化学物質に起因する労働災害については、年間 500 件程度で推移している（危険物によるものが約 4 割、有害物によるものが約 6 割）している。
- ・ 有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが 8 割を占めている。
- ▶ **こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組を徹底**
- ▶ **特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更なる促進**

【石綿による健康障害防止】

- ・ 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間 900 人を超えている。
- ・ 石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれている。
- ・ 解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。
- ▶ **石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化**

第71回 全国労働衛生週間

令和2年10月1日(木)～7日(水)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

みなおして 職場の環境 からだの健康

全国労働衛生週間（10月1日～7日） に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・受動喫煙防止対策に関する事項
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・その他の重点事項

準備期間に実施する事項(1. 重点事項) (抜粋)

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスクーアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスクーア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
高年齢労働者の健康づくり	①「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ②高年齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用 ほか
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？
- （労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- ・助成金のご案内



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和2年度 労働衛生行政のあらまし

◇ メンタルヘルス対策・化学物質による健康障害防止対策・治療と仕事の両立支援を中心に ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局（令2.8.3）

職業性疾病的発生件数は緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降増加し、平成30年は熱中症により大幅に増えています。昨年は前年に比べ13人減少したものの、脳・心臓疾患や熱中症による労働災害で労働者2人が亡くなったほか、腰痛症を中心に、熱中症や化学物質による健康障害などの職業性疾患による休業4日以上（休業災害）の休業災害が発生しています。

過重な業務による脳・心臓疾患、強い心理的負荷による精神障害の労災請求件数は増加しており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

働き方改革関連法により、平成31年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されており、産業医の活用や過労死等の健康障害防止対策について、事業者により一層の取組が求められています。

近年、がんのみならず様々な障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図ることが重要となっています。

一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の

労災補償状況（図1・図2）

令和元年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が71件（前年度比△6件）、支給決定件数が13件（前年度比+8件）でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が198件（前年度比+42件）と大幅に増加し、支給決定件数が29件（前年度比△6件）となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

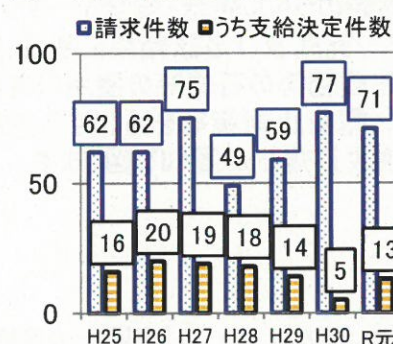
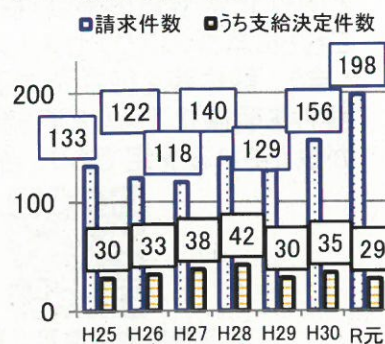


図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾患の発生状況（図3・図4）

(1) 令和元年の職業性疾患による死亡災害は、脳・心臓疾患と熱中症による死亡者2人で、直近8年間（平成24年～令和元年）の死亡者計38人のうち、脳・心臓疾患23人（61%）、熱中症9人（24%）を数えました。

(2) 令和元年の職業性疾患による休業4日以上（休業災害）の死傷者数は616人で、このうち腰痛が463人（75.2%）を占めています。業種別では、保健衛生業（154人）、商業・金融・広告業（89人）、運輸交通業（87人）で多発し、これら3業種が腰痛全体の71.3%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

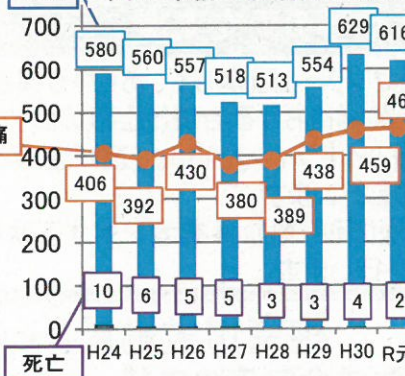
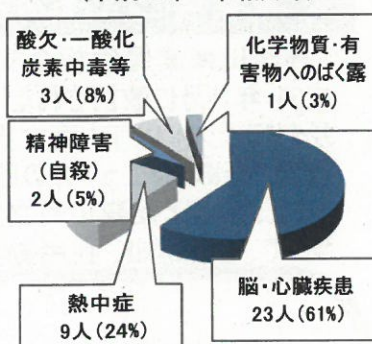


図4 業務上疾病による死亡災害（平成24年～令和元年）

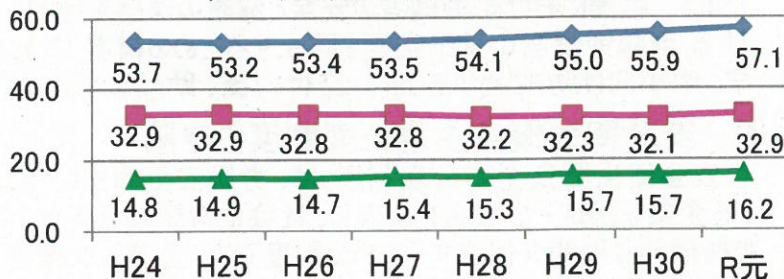


3 健康診断結果の状況（図5）

一般定期健康診断では、平成25年以降、有所見率（何らかの所見があった労働者の割合）が連続して増加しており、全国の有所見者率56.6%を上回っています。

検査項目別では、血中脂質（32.9%）、血圧（16.2%）のほか、肝機能（16.0%）、血糖（16.0%）など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図5 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和2年度労働衛生行政の重点

- 1 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症災害防止対策の促進
- 3 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底

1 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られたところであり、これらの措置が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き、指導等を行います。



事業場における労働者の健康保持増進のための指針

2 熱中症災害防止対策の促進

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施期間(5月～9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、職場における熱中症対策の徹底について周知啓発を行います。



熱中症ポータルサイト

3 化学物質対策・石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。

また、解体等を行うとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の要件を明確化するなど石綿ばく露防止対策等を強化するため、石綿障害予防規則等が改正される予定であり、当該改正規則の周知を図ります。



化学物質取扱業務従事者に係る
特殊健康診断の項目を見直しました



「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に
係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」等の改正



神奈川県労働局HP



労働衛生対策

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川県産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立支援ガイドライン」という。)及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行います。

また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。



治療と仕事の両立支援



神奈川県産業保健
総合支援センター

神奈川県労働局からのお知らせ

A 受動喫煙防止対策助成金制度の申請

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2に定められています。職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。中小向け助成金があります(交付対象、助成金額には条件があります)。



受動喫煙防止

B 安全衛生優良企業公表制度の申請

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。



安全衛生優良企業

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。		はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）		はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。		はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。		はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。		はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。		はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。		はい・いいえ
・その他（ ）		はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。		はい・いいえ
・普段からマスク着用や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。		はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。		はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等になるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。		はい・いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
・物品・機器等(例: 電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。		はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。		はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。		はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。		はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)		はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。		はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。		はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。		はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。		はい・いいえ

項 目		確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項 目		確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？



WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。



WBGT測定器（例）



作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。



WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか？



冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。



日陰の確保（例）



氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。



飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。



建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。

冷水機（例）



③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？



労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。



急激な気温の上昇や、4日以上のお休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- ☐ 作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。
- ☐ トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を抑えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。



⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- ☐ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
- ☐ 石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。
- ☐ マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。
- ☐ 作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- ☐ 糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。
- ☐ 日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

- ☐ 熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。
- ☐ 労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。



⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

- ☐ 緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。
- ☐ 熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。



<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II 度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III 度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表 1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値			
		熱に順化して いる人（℃）		熱に順化して いない人（℃）	
0 安 静	◆安静	33		32	
1 低 代 謝 率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業 （小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と足の作業 （普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30		29	
2 中 程 度 代 謝 率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業 （トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両） ◆腕と胴体の作業 （空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、 中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、 草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高 代 謝 率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5～7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む ◆シャベルを使う ◆のこぎりをひく ◆掘る	気流を感じ ないとき 25	気流を感じ るとき 26	気流を感じ ないとき 22	気流を感じ るとき 23
4 極 高 代 謝 率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く	23	25	18	20

※この表は、日本産業規格Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）
 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
 ※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表 2. 衣類の組合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 （長袖シャツ とズボン）	布（織物）製 つなぎ服	二層の布 （織物）製服	SMSポリプロピレン 製つなぎ服	ポリオレフィン 布製つなぎ服	限定用途の 蒸気不透湿性 （不浸透性） つなぎ服
WBGT値に加える べき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性（不浸透性）防護服に使用しないでください。
 ※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表 3. 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状※	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法※	◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例	15分

※ 熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表 4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例

※下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等について

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名	印				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名	印				
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	印				
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名	印				
備 考					

これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

※ 図は定期健康診断の健康診断個人票の例で、
○は今回の改正により削除された箇所。

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断（雇入時の健康診断を除く。）又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石棉 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。
$$BMI = \frac{\text{体 重 (kg)}}{\text{身 長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。



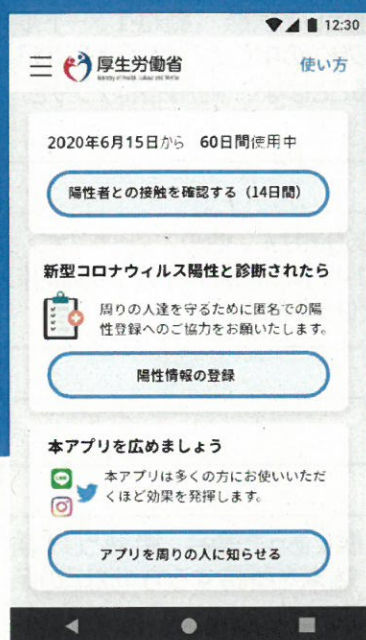
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

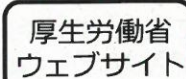
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはない、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。